

「子ども」をどう捉えるか

-子どもの権利条約の矛盾とその乗り越えから-

19SG1137 野口 空

目次

目次	i
序章	1
第1章 子どもの権利思想の歴史の変遷	2
1-1 「保護される子ども」の歴史の変遷	3
1-2 「権利主体としての子ども」の歴史の変遷	4
1-3 他領域における子ども観の歴史の変遷	7
第2章 子どもの権利条約への解釈	8
2-1 解説書における解釈	8
2-2 子どもの権利委員会の解釈	9
第3章 矛盾を乗り越える理論的枠組み	10
3-1 子どもの異種混交性	11
3-2 権利の持つ解釈の余地性と切り札性	12
第4章 現場における権利保障	15
4-1 「プレーパーク」における実践	15
4-2 「ノンフォーマル教育」における実践	17
4-3 見えなくなる境界と自明視される二分法	19
第5章 子どもの再検討	20
5-1 擬制としての二分法	20
5-2 「子ども」をどう捉えるか	21
終章	22

注 · · · · ·	22
-------------	----

参考文献 · · · · ·	23
----------------	----

序章

子どもの権利条約は、子どもの人権を国際的に保障することを目的として、1989年の第44回国連総会において採択された。その構成は、条約成立の背景や理念を示した前文、総則・実態規定を定めた第1部（1~41条）、国際社会における条約の実施措置を定めた第2部（42~45条）、発効・批准等に言及した第3部（46~54条）からなっている。一般的に子どもの権利として語られるのは第1部の内容であり、条約の理念が色濃く現れているのもこの箇所である。この条約の最たる特徴は、従来の権利条約とは異なり子どもを「権利を行使する主体」として捉えその権利を保障している点だ。現在、196の国と地域がこの条約に締約しており、子どもをめぐる活動の指針として世界中で広く認知されている。

このような特徴を持つ子どもの権利条約だが、そこで語られる「子ども」は決して一貫したものではない。その条文に目を向ければ、子どもを「権利を行使する主体」としてみなす視点だけではなく、従来の「権利を保障される客体」としてみなす視点も多く含まれていることがわかる。言い換えれば、子どもの権利条約は、子どもという存在を「子どもの意見表明権」（第12条）のように「権利を行使する大人と同等の能動的な主体」として捉えつつも、「麻薬・覚醒剤などからの保護」（第33条）、「戦争からの保護」（第38条）のように「大人によってその権利を保護される客体」としても捉えているのである。

しかし、子どもを大人と同じ「人権の主体」として見なす子ども観と、子どもを「権利を保護される客体」としてみなす子ども観とは、本質的には両立し得ない。なぜなら、本当に子どもを大人と同じ「権利を行使する主体」としてみなすならば、わざわざ「子どもの」権利条約をもってその権利を保障する必要はないためである。また、本当に子どもを「大人によってその権利を保障される客体」とみなすのであれば、いくら主体性を主張したところで、大人によってその権利を保障されるパターンリズムの構図は避けられない。さらに言えば、子どもを「大人と同じ人権の主体」として見なす子ども観は、子どもを「大人によってその権利を保障される客体」として見なす子ども観を乗り越える視点として登場した。にもかかわらず、子どもの権利条約において2つの子ども観は対立し合うことなく、それぞれの権利を保障しているのである。

この構図こそ、私が本論文で指摘したい「子どもの権利条約の矛盾」である。相反する2つの子ども観はいかにして子どもの権利条約に内包され、違和感なく両立しているの

か。そもそもなぜ「子どもの」権利を保障するのか。そこで語られる「子ども」とは一体何なのだろうか。なお、本論文は矛盾した構図の批判を目的としているわけではない。矛盾とも言えるその構図を紐解き、その構図を土台として多様に語られる「子ども」を再検討することが、本論文の目的である。

第1章では、主に子どもの権利をめぐる思想の歴史を振り返ることで、相反する2つの子ども観はどのように登場し両立したのかを明らかにする。また、権利思想史以外の領域における「子ども」の言説史についても整理することで、従来の子どもの観を乗り越えようとする潮流が、権利思想史のみにおける潮流ではなかったことを指摘する。第2章では、相反する2つの子ども観を内包した子どもの権利条約がいかに解釈されているのかを、解説書や権利委員会の委員の論考などを参考に分析する。第3章では、子どもの権利条約の矛盾を乗り越える二項対立的でない枠組みの例として、プラウトやミノウの理論的枠組みを紹介し、その枠組みの持つ可能性と限界を指摘する。第4章では具体的な権利実践の事例を分析することで、現場において権利保障がいかにして成立しているのかを明らかにし、第5章ではこれまでの議論を踏まえ、複雑な「子ども」というカテゴリについて考えるためのアプローチを検討していく。

以上の5章から本稿を構成し、子どもの権利条約を足がかりとして『子ども』とは何なのか」という問いについて考えていくこととする。

1章 子どもの権利思想の歴史的変遷

子どもの権利条約には、相反する2つの子ども観が内包されている。では、その相反する子ども観はいかにして誕生し、権利条約に内包されていたのだろうか。それぞれの子ども観の歴史的変遷を振り返ることで明らかにしていく。また、他領域における子どもの言説史についても確認することで、権利思想史における潮流と他領域における潮流とが連動していたことについても言及していく。

1-1. 「保護される子ども」の歴史的変遷

「保護される子ども」像成立の契機は、スウェーデンの女性解放運動家である E.ケイの権利運動にあった。1900 年、ケイは著書「児童の世紀」において、母子保護の視点から「よく産んでもらう権利」や「育てられる権利」を主張し、子どもの権利について言及した（塚本 2019: 63）。彼女の思想は瞬く間にヨーロッパに拡散し、世界中に「保護される子ども」像を浸透させることとなる。しかし、彼女の思想は優生学思想を土台とした議論であった（同書: 71）ため、その内容は現代まで続く子どもの権利論をリードするものにはなり得なかった。

ケイの著書を契機に、世界規模で子どもを保護しようという機運が高まっていく。アメリカでは、社会改良家である A.マッケルウェイが、「子どもの依存宣言」（1904）を作成した。彼はこの宣言をもって「労働からの解放・夜間労働の禁止・教育を受けること」といった子どもの権利を主張する。また、スペインではホセ・H.フィゲイラが「子どもの権利リスト」（1908）を作成。1912 年には、バルセロナ学校衛生会議で子どもの権利がリスト化された「子どもの権利」が決議される。このように 1900 年以降、子どもは保護されるべき存在として捉えられ、その権利は徐々に制度化されていく。しかし、それはまだ国際規模の保障などではなく、せいぜい国規模の権利保障の動きであった。

この流れを大きく変えたのが、1914 年に始まった第一次世界大戦である。この戦争は兵士のみならず一般国民の生活にも深刻な影響を与えた。子どもだけでも 400 万人が死亡した（塚本 2019: 75）と言われており、中には年齢を偽って入隊し、戦死した少年も存在した（天野 2010: 63）。また、命が奪われずとも両親を失ったり、飢えに苦しんだりする子供も少なくなかった。

このような状況は、国際的に子どもを保護し、権利を保障しようという機運へとつながっていく。その活動の中心となったのが、セーブ・ザ・チルドレン（SCF）の創設者である E.ジェブであった。彼女は宣言の作成にあたり「人類は子どもに対して最善のものを与える義務を負う」ことを主張し、適切に保護するための 5 つの事項を定める。この草案は国際連盟によって高く評価され、1924 年、正式に「児童の権利に関する宣言（ジュネーヴ宣言）」として採択された。この宣言の成立が「保護される子ども」という子ども観をより広く世界に共有することとなったひとつの契機であることは間違いないだろう。

ジュネーヴ宣言採択後も子どもの権利に関する議論は活発に続けられたが、子どもたちは再び、第二次世界大戦の戦火に巻き込まれることとなる。1939 年から 6 年間続いたこの

戦争は、第一次世界大戦ほどではないにせよ多くの犠牲者を生み出した。

1945 年、度重なる世界大戦への反省から、国際平和と安全の維持を目的として国際連合が設立される。国際連合は「全ての人に人権を保障することが世界平和の基礎である」と主張し、全ての人民と国とが達成すべき共通の基準として、1948 年に「世界人権宣言」を採択した。この宣言はすべての人の保障されるべき権利について言及した宣言である。本宣言の 25 条では「児童は特別な保護及び援助を受ける権利を有する」ことが述べられており、やはりここでも子どもは権利を保護される存在として捉えられていることがわかる。なお、この宣言は 1966 年に「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A 規約）」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B 規約）」の 2 つの「国際人権規約」として採択され法的拘束力を持つこととなる。

このようにして、「保護される子ども」という子ども観は成立していった。こうしてみると「保護される子ども」という子ども観成立の背景には、常に何らかの児童をめぐる問題が存在していたことがわかる。児童労働や戦争孤児、貧困、性的搾取といった諸問題に対し、子どもたちは身を守る術を持たない。そういった子どもたちを守らねばならないという意識から「保護される子ども」という子ども観は誕生したのであり、そのように今でも信憑性をもって語られるのである。

1-2. 「権利主体として子ども」の歴史的変遷

子どもを権利主体として捉える潮流の契機となったのが、J. コルチャックの権利論である⁽¹⁾。ポーランドの小児科医であるコルチャックは 1929 年「子どもの尊重される権利」を出版した。彼は著書の中で、「ジュネーヴ宣言は大人たちの義務を記したものに過ぎない」とその内容を批判し、社会における子どもの位置付けの低さを次のように指摘する。

…ジュネーヴの立法者たちは、義務と権利をごちゃごちゃにしている。…我々は、子どもの国民に、背丈の小さい民族に、隷属化された階級に、彼らが享受すべき分け前をどれくらい与えているだろうか。……子どもにあるのは、窮屈で、息苦しく、うんざりするような、貧しくて厳しい生活である。⁽²⁾

さらに彼は、子どもと大人の処遇の格差の原因は子どもが「未来に向けた存在」として

捉えられていることにありと主張する。

我々は、未来の人間、未来の労働者、未来の市民という言葉を使う。それらはまだ先のことであって、現実のものになり始めるのは後のことであり、これが本当のこととなるのは未来のこととされる。つまり、今のところ、彼らがうるさくつきまとうことが大目に見られる、彼らにはそのような恵みが与えられはするが、しかし、我々にとっては彼らがない方が好都合というわけだ。いや違う。子どもたちは過去にいたのだし、そして未来にもいるのである……（子どもは）今いて、過去にいて、そして、未来にもいる。⁽³⁾

つまり彼は、子どもを「国家の未来の市民」として捉えるのではなく、「子どもはすでに人間である」という視点からその権利を主張したのである。このコルチャックの思想はのちの権利保障に大きな影響を与えることとなった。

この「子どもをありのままの子どもとして捉える」という思想が反映された最初の宣言が「児童の権利宣言」である。1959年、国際連合は子どもにはさらなる特別な保護が必要だとして「児童の権利宣言」を採択した。本宣言はこれまでの「子どもに最善のものを」という抽象的な内容ではなく、子どもの具体的な権利を「人権」として保障しようとした（永井他 2000: 5）という点で特徴的である。実際にその内容を見ると「愛情を受ける権利」「教育を受ける権利」「遊ぶ権利」など、子どもをそれとして認めその権利を認めるような条文を読み取ることができる。子どもが単にその権利を保障されるだけの存在ではなくなったことが、その条文から理解できるだろう。ただし、この段階ではまだ「保護される存在」としてのニュアンスは強く、子どもを「権利主体」として捉えている様子はあまり見受けられない。

児童の権利宣言の成立によって、国際規模で理念を共有することは達成されたが、その理念が共有された後も多くの児童問題は解決されることなく存在していた。当時の児童問題について斉藤はこう述べている。

発展途上国では、毎年約 1,300 万人の子どもが 5 歳になるまでに死亡し、約 1 億 5,000 万人の子どもが絶対的貧困の下で生活している。また、貧困のため死んでいく子ども、3,000 万人以上ともいわれるストリートチルドレン、劣悪な条件の下で働かされ

る子ども、20万人いるとされる少年兵、他方、先進国では、親による虐待、ホームレス、教育の荒廃、麻薬、性的搾取、少年犯罪、など例を挙げればきりが無い。(斉藤 2001: 11)

そのような状況を解決するために、「児童の権利宣言」条文化の動きが始まるのが、1976年であった。そして、この「子どもの権利宣言の条約化」の過程によって「権利主体としての子ども」という子ども観は権利保障に内包されていくのである。

「国際児童年に関する決議」を契機として、児童の権利宣言の条約化が始められるが、その歩みは簡単ではなかった。1978年、ポーランド政府は宣言の内容をそのまま条文へと昇格することを提案したが、その提案は2つの理由により退けられた。

その第1の理由は、『宣言』をそのまま『条約』へと昇格させることに対する疑問に由来する。つまり、子どもの権利宣言の中には内容に抽象的な項目があり、必ずしも法的拘束力を有する条約の形式になじまない、という理由である。理由の第2は、他の国際文書との関連を考慮した上で、条約を作成すべきではないかという見解に基づくものである。すなわち、子供の権利宣言以降多様な領域において採択されてきた子どもの権利を保障するための国際文書の蓄積の上に条約を作成すべきであり、単に子どもの権利宣言を条約化するだけでは、子どもの権利に関する新しい課題に答えられないという理由である。(世取山 2006: 115)

それらの意見を踏まえ、ポーランドが新たな原案を提出したのが、国際児童年である1979年であった。その原案をたたき台として国連人権委員会は逐条審議を繰り返し、1989年によりやうく協定されたのが「子どもの権利条約」なのである。

こうして子どもの権利をめぐる歴史を振り返ると、子どもを「権利主体」として捉える子ども観もまた、その時代に問題視されていた児童問題を解決するために立ち現れた視点だということがわかる。つまり、子どもを権利主体として捉える子ども観とは、子どもの保護を目的とした権利条約では保障しきれなかった諸権利を保障するために、立ち現れた視点だったのである。

1-3. 他領域における子ども観の歴史的変遷

これまで、子どもをめぐる権利思想の歴史的変遷を追うことで、そこに現れる2つの子ども観がいかに成立してきたのかについて述べてきた。では、こうした権利概念成立の背景で子どもはどのように語られていたのか。本節では、元森絵里子の「子ども理解の現代的課題」を参考に、権利思想から一步引いた視点から、子どもがいかに語られてきたのかを明らかにする。

子ども観の歴史というとアリエスの「小さな大人」という中世的子ども観が有名だが、こうした子ども観を乗り越え「可愛がり教育する」という近代的子ども観が広まっていったのは17.18世紀ごろのことである。そうした子ども観が社会制度の網の目のなかに織り込まれ、子どもを取り囲んだのは20世紀初頭ごろのことであった。公教育の整備や社会教育の発達など、家族、学校、司法、医療、消費などの諸領域で子どもが囲い込まれていく。その背景にあったのは、「貧困や虐待の被害者を放置しておく、『非行少年』になり社会の脅威になる」という前提であった。「発達」や「社会化」といった概念も体系的に整備され始め、近代的な子ども観、子どもへの処遇に人々は囲い込まれていく。こうした機運は1950~60年代に最高潮を迎え、日本においても「戦後日本型循環モデル」⁽⁴⁾を背景に、画一化されたライフコースが浸透していった(元森 2022: 56-58)。

こうした近代的子ども観に対し、問い直しが行われるようになるのが20世紀末である。家族や学校に囲い込まれ教育される子ども期は問い直されたが、そこにはいくつかの潮流が存在した。1つ目の潮流が、1-2で指摘してきたような従来の子ども理解の問題の指摘とその乗り越えの機運である。戦争と児童問題を背景として、受動的な子どものあり方が批判され子どもの主体性や能動性を尊重する思想が誕生した。2つ目が、社会変動と子どもの変容に伴う子ども理解への問い直しの機運である。従来の子ども理解にそぐわない子どもに焦点が当てられ、その原因を社会変動に見出すことで従来の子ども観を問い直した。学術分野においても、子どもカテゴリーの普遍的意義や構築性が指摘されるなど、近代的子ども観は多方面から問い直されていくこととなる(同上: 58-60)。

しかし21世紀初頭、近代的子ども観問い直しの機運は継続しているにもかかわらず、保護や教育の重要性を再確認する動きがあらわれる。その背景には、ゆとり教育やアクティブラーニングといった近代的子ども観に対抗的な価値の制度化や、近代的な保護や教育が行き届いていないことへの自覚などがあった。こうして、従来の子ども理解の乗り越えを志向しつつも、近代的な諸制度の充実も志向するような子ども理解が誕生していく。学

術的分野においても近代批判の危険性が指摘され、保護・教育の重要性が再確認されていた(同上: 61-63)。

こうして子ども観の変遷を振り返ると、子どもの権利思想における子ども観の問い直しは権利領域のみの趨勢ではなかったことがわかるだろう。20 世紀後半、社会の諸領域において従来の子ども観は見直され、それに連動して「権利主体としての子ども」という新たな子ども観が権利領域において成立したのである。

また、21 世紀初頭に生じた「従来の子ども理解の乗り越えを思考しつつも、保護の重要性を再確認する」という姿勢は、子どもの権利条約を読み解く上で大きなヒントになるだろう。子どもの権利条約においても、従来の「保護される子ども」という子ども観の乗り越えとして「権利主体としての子ども」が登場したが、その一方で「保護される子ども」という子ども理解が重視されている。「従来の子ども理解の乗り越えと再認識」という機運もまた、社会全体としての機運であったのである。

第 2 章 子どもの権利条約への解釈

1 章では、子どもをめぐる権利思想の歴史的変遷を追うことで、そこに表れる 2 つの子ども観がいかに成立してきたのかについて述べてきた。では、2 つの子ども観を内包する子どもの権利条約はどのように捉えられ、解釈されてきたのか。第 2 章では、子どもの権利条約に関する解説書や国連子どもの権利委員会の日本人委員による解説に注目し、子どもの権利条約で語られる「子ども」への解釈を分析していく。

2-1. 解説書における解釈

まずは、解説書における解釈を読み解いていく。永井らは、著書『[新解説] 子どもの権利条約』において、子どもの権利条約において語られる「子ども」に対し 2 つの特徴を見出している。

まず 1 つ目の特徴が、「子どもにもおとなと同じ人間としての存在価値を認め、“人権”の主体としてその権利を保障」(永井他 2000: 6)している点である。子どもの権利条約には

「国際人権規約」の条項が多く採り入れられており、無差別平等の権利（2条）や、表現の自由（13条）、思想・良心および宗教の自由（14条）といった多くの市民的権利が保障されている。また、そういった市民的権利の中でも特に注目されるのが「子どもの意見表明権（12条）」である。この権利は「自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利」（同上: 6）を保障しており、それは自己決定権としての役割も持つ。

2つ目の特徴が、「子ども固有の、そして子どもが持つ特有の権利を十全に保障」（同上: 6）している点である。子どもは大人の保護が必要だという考えのもと、経済的搾取・有害労働からの保護（32条）、麻薬・向精神薬からの保護（33条）、性的搾取・虐待からの保護（34条）、武力戦争からの保護（38条）などが保障されている。さらに、子ども固有の権利として教育への権利（28条）、休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加（31条）などが保障されている。

こうしてみると、永井らは子どもの権利条約に対して「権利を保護される客体としての子ども」と「権利を行使する主体としての子ども」という、2つの子ども観を見出していることがわかるだろう。子どもの権利条約は、一方で「権利行使の主体として」子どもを捉え、他方で「特別な保護の客体」として子どもを捉えているのである（金田 1990: 1273）。

2-2. 子どもの権利委員会委員の解釈

続いて、子どもの権利委員会の日本人委員による解説を読み解いていく。「国連子どもの権利委員会」委員である大谷美紀子は次のように述べている。

1989年にできた子どもの権利条約は、子どもを権利の主体と明確に位置付けて、暴力や飢餓等からの保護というだけではなくて、子ども自身が例えば表現の自由があるとか、子ども自身が思想・良心の自由を持っている、信教の自由を持っているという、いわば、大人とほぼ同じような形で一つ一つの子どもの持つ権利を条約で明確にしていた。……それまでの子どもについてのアプローチ、伝統的な子ども観を乗り越えて、子ども自身が権利の主体であるということが、明確に位置付けられて、子どもは権利の主体であるが特別な保護も必要であるという、総合的に子どもをどう見るかということ

がここで固まった(大谷 2020: 27)。

やはりこの解釈においても、子どもは一方で「権利の主体」として捉えられ、他方で「保護される客体」としても捉えられている。また、大谷の説明からは「従来の子ども観の乗り越え」という解釈も読み取ることができる。こうした「従来の子ども観の乗り越え」という解釈は珍しくなく、児童学者である本田和子も『『子ども』を親あるいはそれに代わる者たちの『保護対象』と見ることから、彼らを一人前の『権利主体』とみなすことへの転換を促し、従来にまして、彼らの『自律権』を尊重しようという思想に貫かれている」(本田 2000: 268)と指摘している。

しかし、子どもを「能動的な権利主体」としてみなす子ども観と「保護される客体」として見なす子ども観とは、本質的には両立し得ない。また、「従来の子ども観の乗り越え」という主張からわかるように、権利主体としての子ども観は保護される客体としての子ども観の乗り越えとして捉えられている。にもかかわらず、2つの子ども観は対立し合うことなく、それぞれの視点から子どもの権利を保障しているのである。ではなぜ、相反する2つの子ども観は、違和感を感じさせることなく両立し得ているのだろうか。3章では、こうした2つの子ども観が矛盾なく成立することを説明できるような先行研究の理論的枠組みを参考に、「子ども」や「権利」といった概念について再考する。

第3章 矛盾を乗り越える理論的枠組み

子どもの権利条約で語られる「子ども」とは決して一貫した存在ではない。子どもは時に大人と同等の「権利を行使する主体」として、時に大人とは異なる「権利を保護される客体」として語られている。しかし何故、こうした2つの子ども観が違和感を感じさせることなく、ひとつの権利条約の中で両立しているのだろうか。この問いに答えるためには一度、2つの子ども観を対立構図として捉えないような枠組みを参考にすることが必要があるだろう。主体/客体・大人/子どもといった枠組みにしがみついて子どもについて考えたところで、矛盾は矛盾としてしか読み解けない。そのため3章では、先行研究の枠組みを用いて、二項対立的でない視点から子どもの権利条約の構図を読み解き、その可能性と限界を

指摘していく。

3-1. 子どもの異種混交性

まず、子どもの権利条約を読み解く枠組みとして参考にするのが、A.プラウトの『これからの子ども社会学』である。この文献は、二項対立的な枠組みを用いた子ども研究の限界を指摘し、新たな分析アプローチを提示するものであり、現代の子どもを読み解く上で多くのヒントを提示している。本論文においては、プラウトの構想する分析アプローチの土台となった「子ども」への解釈に特に注目したい。

まずプラウトは、『『子ども』は現代の社会的、技術的、経済的变化に巻き込まれ、影響され、不安定化している』（プラウト 2017: 53）と指摘する。現代では、メディアのようなグローバルなコミュニケーションの力によって、「子ども」へのグローバルな認識が共有されている一方で、その多様性がますます自覚されている。それと同時に物質的現象としての「子ども」の多様性も増大しており、さらに経済的グローバリゼーションの力によって子どもが育つ社会的、経済的環境は、大きく変化・断片化している。こうした複雑な社会変化のプロセスによって、新たな「子ども」が構築され、「子ども」と「大人」の境界が侵食されているのである（同上: 53）。

こう指摘した上でプラウトは、異種混淆な「子ども」という存在を理解するには、二項対立的な枠組みを乗り越える必要があると主張する。プラウトによれば、近代主義的思考は二分法の増殖によって特徴づけられるという。

…それらは、社会的世界を反対項との関係でそれぞれに設定される、分離した諸特徴へと振り分けていくことによって展開していく。構造／行為体、ローカル／グローバル、同一性／差異、連続性／変化といった。（同上: 62）

しかし、こうした二項対立的な枠組みは不安定化した「子ども」を正しく捉えることができない。なぜなら、二項対立的な枠組みは両項の間にあるあらゆる物を排除し、相互依存の痕跡を消し去ってしまうためである。もちろん、二項対立的な区分が存在しないわけではない。しかし、その差異自体が「異種混淆のプロセスの産物」（同上: 133）であるということをプラウトは重視している。

では、どうすれば異種混淆な「子ども」という存在を正しく読み解くことができるのだろうか。プラウトによればそれは「包摂された中間部（インクルーディッドミドル）」への注目によって可能になるという。「包摂された中間部」とは、二項対立的な枠組みにおいては目を向けられてこなかった、両項の間にある関係性やシステムといった諸要素のことである。プラウトはアクターネットワーク理論（ANT 理論）や複雑性理論といった理論的資源を用いることで、その中間部にあるネットワークや関係性に注目し、二項対立的な区分がいかにかたち現れてきたのかを分析した。

こうしたプラウトの子どもへの解釈は、2つの子ども観を矛盾することなく両立させることを可能にする。プラウトは、子どもを取り巻く多様なプロセスに注目することで子どもの異種混淆性を指摘した。つまり、子どもに特定の解釈のみを与えることの不適切さを指摘したのである。子どもを「異種混淆」で「ハイブリッド」な存在として捉えるならば、時に「権利を行使する主体」であり、時に「権利を保護される客体」である子ども像は確かに成立しうる。

しかし、プラウトの子どもへの解釈は、能動的権利を論じてもなお「子どもを子どもというカテゴリに囲い込みつづけるのはなぜか」を問う視点はもたらしてくれない。プラウトは一貫して「子どもと大人の境界が曖昧化している」という立場をとっている。これはつまり「子どもと大人という二分法の自明でなさ」を指摘する立場であり、同時に、境界が曖昧化してもなお維持され続ける「子ども」とは何か、「子ども/大人関係」とは何かを論じることが難しい立場でもある。これこそがプラウトの理論的枠組みの限界である。つまり、子どもというカテゴリを曖昧なものとして捉えるプラウトの枠組みでは「なぜわざわざ『子ども』の権利を保障するのか」という問いについて考えることはできないのである。私はここで、子どもと大人との差異に注目したアプローチが必要だと主張したいわけではない。そのような二項対立的なアプローチはこれまでも繰り返されてきた。そうではなくて、子どもというカテゴリの曖昧さに注目すればするほど、子どもというカテゴリの強固さを問う視点は弱まってしまうのではないかと主張したいのである。

3-2. 権利の持つ解釈の余地性と切り札性

続いて参考にするのが、大江洋の「関係的権利論」である。大江は新たな権利論を構想するにあたりマーサ・ミノウの権利論を理論的枠組みとして参考にしている。本論文にお

いてはミノウの権利論というよりは、その権利論を支える「関係性」「権利」概念への解釈に特に注目していきたい。

関係的権利論とは、一言で言えば「多様な関係性を法や権利の枠組みで考えるアプローチ」(大江 2004: 98)のことである。ミノウは関係的権利論において、「権利や法を一方で会話的な存在として捉え、その流動性を指摘しながら、他方でそれらを効力ある規範として扱う」(同上: 150) 立場をとる。この立場においては、法の権威性や命令性が弱められることはなく、また弱者が切り捨てられることもない。簡単に言ってしまえば、ミノウは権利と関係性を組み合わせる発想をもって、新たな権利論を展開しているのである。

そのような彼女の権利論を支える概念の1つが「関係性」である。ミノウは関係的権利論において、「関係性」という概念を「諸個人間の境界の前提」として解釈している。

…関係性において本質的なものとは、人と人が結びつくありようである「共同性」と、他者との距離の取り方である「自律性」をめぐる関係である。……現代を生きる人間にとって共同性及び自律性は欠くことのできない契機であり、それらを全て包摂する概念こそが関係性である。(同上: 59)

そして、権利にはその「関係性」を書き換える力があるとミノウは主張するのである。

また、関係性に内包される「自律性」と「共同性」という概念についても、ミノウは独自の理論を展開する。ミノウによれば、自律的な権利主体という考えはそれを認める共同性があればこそ成立するという。つまり、自律性は共同性を前提としており、それは社会的に作られる自律だというのである。「自律性」と「共同性」を相反する性質として捉えず関係的なものとして捉えることで、ミノウは二項対立的な権利論を回避しているのである。

もうひとつ、彼女の権利論を支える重要な要素がある。それは、ミノウの持つ「権利」概念への独自の解釈である。関係的権利論においてミノウは、権利に対し2つの性質を見出している。1つ目の性質が、権利の「解釈の余地性」である。これは、権利や法を対話における手段や材料として位置付ける「会話・対話としての法・権利」という発想である。ミノウは権利を固定的なものとして捉えず、文脈や関係性の中で解釈されうる言語的な概念として捉えることで、権利に解釈の余地を与えている。

2つ目の性質が、権利の持つ「切り札性」である。ここで言う「切り札性」とは相手を

言い負かすような暴力的なものではない。ミノウによれば、それは「相手を会話・対話の場に引き入れうるカード」としての「切り札性」である。権利には、暴力を伴うような「裸の力関係」を、「論争」という関係性に作り変える力がある。つまり、権利には論争を喚起する力があり、それをミノウは権利の切り札性として捉えているのである。

こうしたミノウの「関係性」「権利」への理解は、子どもの権利条約を読み解く上で確かに参考になる。まず、ミノウの「関係性」への理解は、子どもの権利条約に内包された主体・客体という二項を対立構図として捉えさせないという意義を持つ。ミノウは「自律は共同を前提としている」という解釈をもって、両項の対立構図を回避した。その解釈を当てはめることで、「能動的な子どもの権利行使は、それを認める大人の保護を前提としている」と読み解くことは可能だろう。保護を前提とした中での主体性の尊重という構図は、少なくとも矛盾はしていない。このような二項対立的でない「関係性」解釈の上ならば、権利を行使する「主体」としての子どもと権利を保護される「客体」としての子どもとは両立し得る。

また、ミノウの「権利観」には、権利の解釈に能動・受動といった枠組みを適用させない効力がある。まず、権利はその「解釈の余地性」によって流動的な概念として捉えられる。例えば、子どもの権利条約 12 条「子どもの意見表明権」は、一般的に子どもに能動性や主体性を見出す権利として解釈されている。しかし、権利を流動的で解釈可能なものとして捉えるならば、そういった固定的な解釈は不適當である。ミノウの権利観において、条約は文脈の中で解釈されるものであり、条約そのものに解釈を与えること自体が不適切なのである。

さらに、権利の「切り札性」によって権利は大人と子どもの両者に開かれている。権利とは、大人によって保障されるものであり、同時に子どもによって主張されるものでもある。権利とは「相手を議論の場に引き入れうるカード」なのであり、その切り札性はどちらか片方に占有されるものではないのである。

このようにミノウの理論的枠組みを用いて子どもの権利条約を読みとけば、対立する子ども観の矛盾を乗り越えることは可能だろう。「共同を前提とした自律」という関係性への解釈によって、大人と子どもの間には二項対立的でない関係性が成立する。しかし、ミノウの権利論もまた「子どもカテゴリーの弱体化」という限界を抱えている。ミノウは権利の解釈の余地性を指摘することで、権利に特定の子どもの観を見出すことを回避したが、それはつまり「文脈に応じたさまざまな子どもを適切に捉え、それに応じた権利を保証す

る」ということでもある。つまり、ミノウの見出した「解釈の余地性」という性質は権利のみならず子どもにも解釈の余地性を与えているのである。

しかし、そうした子どもへの理解はプラウト同様、子どもと大人の境界を見えなくしてしまう。結局、子どもというカテゴリの曖昧さに注目すればするほど、子どもと大人の境界は見えなくなり、子どもというカテゴリについて考えることは難しくなってしまうのである。

これまで、有用と思える先行研究の枠組みを当てはめ、その可能性と限界を指摘してきた。こうしてみると、2つの子ども観が矛盾なく両立し得るような理論的枠組みは確かに存在する。プラウトは子どもの異種混淆性を指摘することで、ミノウは権利と関係性に独自の解釈を持ち込むことで、それぞれ矛盾を回避していた。しかし同時に、彼らの枠組みにおいて子どもは曖昧で不確かなものとして捉えられ、子どもと大人の境界は見えなくなっていた。では、子どもと大人の境界が見えなくなっている中で、子どもの権利保障はいかに実践されているのだろうか。4章では先行研究を参考に、2つの事例を読み解いていく。

第4章 現場における権利保障

3章では先行研究の枠組みを用いることで、二項対立的でない権利や大人と子どもの関係性を明らかにしてきた。しかし、こうした関係性は実践においてどのように成立しているのだろうか。4章では2つの事例に注目し、いかにして子どもの権利が保障されているのかを先行研究を参考に論じていく。

4-1. 「プレーパーク」における実践

1つ目に読み解く先行研究は、元森の「遊び・子どもの自由・住民参加：プレーパークをめぐる社会編成の現在」(元森 2021)である。この先行研究は、東京都世田谷区のプレーパーク活動を事例として、「子どもの自由の実現とはいかなることなのか」について社会的観点から分析したものである。プレーパークとは、子どもが自由な遊びを楽しむこ

とのできる特殊な遊び場のことだ。冒険遊び場とも呼ばれ、火や水、工具を使ったり穴を掘ったりなど、普通の公園ではできないような遊びがプレーパークでは盛んに行われている。多くの場合、運営は地域住民によって行われ、子どもの遊びを見守り、時に先導する「プレーリーダー」と呼ばれる大人が存在する(元森 2021: 131)。「保護される子ども」という子ども観の対抗価値としても注目されたプレーパークだが、その場において子どもの権利はいかにして実践されているのだろうか。

元森の先行研究からは、大きく2つの鍵となる要素を見出すことができる。1つ目の要素が「自分の責任で自由に遊ぶ」というスローガンだ。これは、「危ないから」という理由で子どもの遊びが制限されることを避ける効果を持ち、同時に、遊びに伴う「リスク」を子ども自身が負うという効果も持つ。つまり、プレーパークにおいて、子どもは自らリスクを判断する「主体」としてみなされ、そうすることで大人に制限されることなく自由に遊ぶことができるのである(元森 2021: 134-135)。

また、このスローガンは大人をも自由にする効果を持つ。通常であれば、子どもを自由に遊ばせたとして、世間から非難の目を向けられるのはその親である。しかし、プレーパークであれば大人はその責任から解放され、子どもの自由な遊びを見守ることができるのである(同上:135)。

2つ目の要素が「大人側の配慮」である。先ほど、大人は責任から解放され自由になると述べたが、子供の遊びに全く関与しないわけではない。プレーパークでは「危険」を「ハザード」と「リスク」に区別して考えている。ハザードとは、子どもが認知し判断することが難しいものと定義され、主に遊具の設計、管理上の不備などに起因する危険のことを指す。一方でリスクは、子どもが今までできなかったことにチャレンジする際に伴う危険であり、子どもに予測できるとされている(元森 2006:518)。大人は前者の「ハザード」を取り除く役割を担い、その上で子どもの自由な遊びを見守る。そして、この構図はプレーパークの理念と制度とを理解し、それを体現するプレーリーダーによって支えられている。

これら2つの要素の両立によって、プレーパークにおける権利実践は二項対立的な関係性を回避している。わかりやすく言えば、プレーパークにおける権利実践は「大人の配慮の上で子どもに主体性を認める」ことで成立しているのである。元森はこの構図について「遊びという1つの社会化の場においてプレーパークが見出した〈自由〉という論理は、『大人』の『子ども』への配慮を否定できない中で、その構図を積極的に引き受けるから

こそ、活動の内部では、『子ども』と『大人』の非対称性がもたらす問題を局所的に宙吊りにできる一つの装置となっている」（元森 2006: 525）と指摘している。この事例で見られる「配慮の上での自由」という構図は、ミノウが示した関係性によく似ている。大人の配慮という共同を前提として、子どもの主体化という自律した権利行使が実現していると読み解くことも可能だろう。

また、プレーパークにおいて子どもは、自らリスクを判断する主体として捉えられながらも、どこかでハザードを認知・判断することができない、プレーリーダーによって安全を保護されるべき存在としても捉えられている。こうした子どもの捉え方をプラウトの異種混交性の枠組みをもって読み解くことも可能だろう。プレーパークにおいて子どもは、時に自らの遊びに責任を持つ主体であり、時に大人によってその安全を保護される客体である。

こうして読み解くと、プレーパークという権利実践においては、大人と子どもの間には二項対立的でない関係性が形成されていることがわかるだろう。プレーパークにおいて大人と子どもは、本来あるはずの「子どもの安全の確保」と「自由に遊ぶ子ども」という対立的な二項を独自の論理をもって乗り越えているのである。

4-2. 「ノンフォーマル教育」における実践

2つ目に読み解く先行研究は、針塚の「関係論的権利論からみた基礎教育-植民地時代の遺産とグローバル時代が交錯するインド」（針塚 2020）である。インドにおいて子どもは「英語で初等教育から高等教育までを受けるエリート層の子ども」と「教育を必要としない子ども、あるいは労働のために教育を必要とする子ども」へと二分化されている。その原因は、1947年までイギリスの植民地であったという歴史的背景にあるのだが、その構図は独立して70年以上経った現在も解決していない。21世紀初頭の国際的な基礎教育普及の機運を受け、インドでも「子どもの教育の一元化」という理念が制度化されたが、その理念が実現したとは言い難い。豊かな子どもたちが私立学校に通う一方、貧しい子どもたちはノンフォーマル教育へと囲い込まれており、子どもの二分化は依然として継続している（針塚 2020: 141-148）。こうしたインドの教育機会の不平等問題を舞台に、そこで行われる権利保障の実践を「関係的権利論」の立場を用いて分析したのがこの先行研究である。子どもの権利条約というグローバルな規範は、インドのストリートチルドレンに対し

てはいかにして実践されているのだろうか。

まず針塚は、ストリートチルドレンに対して固定的な解釈を与えず、多角的な理解を示している。

ゴミ拾いや物売りをして生活するストリートチルドレンは、安全に眠る場所を得られない、ドラッグの誘惑にさらされるなど、適切に保護されているとは言えない。しかし、こうした子どもを別の視点からみると、子どもは、ストリートでの生活において何をして稼ぐか、どこで眠るかなど自分で選択・決定しており、経済的に自立している。
(同上: 151)

こうした子ども理解は、子どもに異種混淆性を認めるブラウトの子ども理解によく似ている。こうした立場において子どもは、適切な保護を必要とする存在として捉えられつつ、自身の生活を決定する自立した存在としても捉えられる。そのような子ども理解を示した上で、針塚は「関係的権利論」の枠組みを用いて「ストリートチルドレンとソーシャルワーカーの関係性」に注目した。

ソーシャルワーカーは、子どもがストリートを完全に離れ家庭や施設で「保護された」生活に適應するまでの移行期として、子どものストリートでの生活を容認している。この時点ではソーシャルワーカーはストリートチルドレンのことを「ストリートの自由が好き」「ストリートの暮らしを選んでいる」と考え、家族と暮らし学校に通う子どもとは異なる考え方、習慣を持つ存在として見なしている……ソーシャルワーカーは、子どものストリートでの生活を容認しながらも、そのことを肯定しているわけではない。ノンフォーマル教育を通じて、子どもとの間に信頼関係を築き、子どもがストリートを離れて学校に通うと自分で選択・決定できるように支援を行っている。(同上: 151)

こうした実践から見えてくるのは、ソーシャルワーカーとストリートチルドレンの間で成立した「共同性」と「自律性」という関係性である。ソーシャルワーカーはノンフォーマル教育を通して子どもとの間に「共同性」を築きあげ、子どもに選択・決定の権利を与えることでその「自律性」を尊重している⁽⁵⁾。こうしたアプローチによって「ストリー

トチルドレンの主体性」と「適切な子ども時代への保護」という二項は対立することなく両立し、二項対立的でない関係性を形成しているのである。

4-3. 見えなくなる境界と自明視される二分法

こうして2つの実践を読み解くと、3章で注目してきた「関係性」や「異種混濁性」といった概念が、実践現場においても見出されていることがわかる。そしてこれらの諸概念によって、二項対立的でない関係性は成立しているのである。しかし、それぞれの実践の背景に「大人側の配慮」という前提があったことには注意が必要だろう。それぞれの権利実践において、大人は「子どもは大人によって保護される必要がある」という立場を積極的に引き受けることでその権利を保障していた。それは言い換えれば、大人/子どもという二分法が前提として存在しているということでもある。つまり、大人/子どもという境界が子どもカテゴリの曖昧化によって見えなくなっている他方で、子ども/大人という二分法が自明視されてもいるのである。元森はこのような構図について以下のように述べている。

機能分化した近代社会において、経済、法、政治など、「責任主体」という擬制を擬制として維持せねばならないシステム領域がある。そして、そのことは、それと表裏一体に、責任主体たり得ない「子ども」をそれらの領域から保護して「子ども」であることを守る「子どもの社会化」の場を要請すると考えられる。この社会化の場の内部では、「大人」が「子ども」に固有の配慮をするのは当たり前であり、「大人」は他の制度領域との交渉をしつつ、それを遂行する。(元森 2006: 525)

3章で答えることが出来なかった「なぜ『子ども』の権利を保障するのか」という問いの答えはここにあるように思う。私たちは「子ども」というカテゴリの曖昧さ、異種混濁性をすでに認めている。しかし、それと同時に、「身体能力」や「社会性」、「責任能力」といった差異を無視できずに、その存在を特別視してしまっている。その上、そういった二分法を擬制として維持せねばならないようなシステム領域が近代社会には存在する。だからこそ、私たちは子どもを「子ども」というカテゴリに囲い込んでしまう、言い換えれば、わざわざ大人とは別の条約をもってその権利を保障してしまうのではないか。

しかし、子ども/大人の境界が見えなくなっているにもかかわらず、その二分法を自明視するという構図はやはりどこか不自然である。5章では、この不自然な構図を土台として「子ども」についてもう少し考えていく。

5章 子どもの再検討

これまで、子どもをめぐる理論や実践において、大人/子どもという境界が見えなくなっているにもかかわらず、その二分法が自明視されてもいることを指摘してきた。そして「子ども」は、その不自然な二分法の上で「主体性」や「自由」といった要素を見出され、その姿が問われ続けているのである。5章ではこの不自然な二分法に注目し、その擬制を捨て去ることの難しさを指摘した上で、既存の子ども観の批判でもなく、新たな子ども観の構築でもない、新たな子どもへのアプローチを仮説的に検討していく。

5-1. 擬制としての二分法

これまで見てきたように、大人と子どもとの間に境界となり得る明確な差異があるわけではない。その境界は文脈によって変化し、見えなくなっている。だがそれでも、近代社会には擬制を維持せねばならないようなシステム領域は存在する（元森 2006: 525）。学校や選挙、犯罪など様々な領域において、「子ども」は擬制へと囲い込まれることでその恩恵を享受していた。子どもに異種混交性を見出したプラウトも、権利に解釈の幅を与えたミノウも、「子ども」というカテゴリを曖昧なものとして捉えてはいるが、結局のところその二分法からは逃れ得ていない。子ども/大人という二分法は社会の諸領域で浸透しており、捨て去ることはもはや不可能なのである。

また、そういった擬制の境界を決めているのは「子ども」ではない。その線引きをしてきたのは「大人」⁽⁶⁾であり、「大人」もまたその擬制に巻き込まれている。そして、さらに言えば、そうした線引きの上で「子どもとは何か」を問い続けているのもまた「大人」なのだ。つまり、大人/子どもという擬制としての二分法は、「大人」によって構築され、維持され、疑われているのである。

やはりこうしてみると、私たちが大人/子どもという二分法の擬制から完全に抜け出すことは困難のように思える。その境界がどれだけ曖昧で見えづらくとも、私たちは大人/子どもという擬制を抜きに「子ども」を語ることができない。そして、その擬制を構築したのは「大人」であり、「大人」もまたその擬制に巻き込まれているのである。

5-2. 「子ども」をどう捉えるか

私たちは結局、大人/子どもという擬制を捨て去ることはできない。では、その擬制の中で曖昧になりながらも自明視され続ける「子ども」について、私たちはどうアプローチすれば良いのだろうか。「大人」によって構築された擬制の上で「子ども」について語ったところで、それは結局「大人の恣意」にしかなり得ない。従来の子ども観の批判や新たな子ども観の構築で終わらないような、新しい「子ども」へのアプローチを検討していく。

まず、大人/子どもという境界を、それぞれの文脈に応じて適切に読み解いていく姿勢が必要だと思われる。大人/子どもという巨大な二分法の境界線はもはや捉えきれないが、その擬制に基づいた実践や言説の境界を探っていくことはできるだろう。それぞれの実践や言説において、「子ども」がどのような特徴・性質を見出され語られているのか、見ていく必要があるのではないか。

また、実践や言説における「大人と子どもの立ち位置」を適切に捉えることも肝要だろう。言い換えればそれは、「大人と子どもの関係性」である。先ほど述べたように、「大人」は擬制に巻き込まれている。そのような擬制の上で「子ども」のみを捉えようとしたところで、新たな知見は得られないだろう。実践における両者の関係性に注目し、相互にどのような影響を及ぼしているかを読み解くことで、私たちは「子ども」そして「大人」を再検討することが可能になるのではないか⁽⁷⁾。

以上が、私が提示しうる子どもへのアプローチである。これらのアプローチは「子ども」カテゴリ全体を捉えるようなアプローチにはなり得ないが、少なくとも目の前にいる「子ども」を捉えることは可能である。もはや捉えきれないほどに拡大してしまった「子ども」というカテゴリについて考えるには、ミクロな分析を地道に行うほかないのではないか。

終章

本稿では、子どもの権利条約から読み解ける矛盾を足がかりとして、「子ども」をどう捉えるかについて検討してきた。

子どもの権利条約に内包されている「権利主体としての子ども」「保護される子ども」という2つの子ども観は、それぞれ戦争や貧困といった時代背景の中で誕生した。これら2つの子ども観は本質的には相反する性質を持つが、その解釈において、なぜか2つの子ども観は対立し合うことなく両立している。確かに、2つの子ども観の両立という構図は、プラウトやミノウのような二項対立的でない理論的資源を用いれば、矛盾として捉えないことは可能である。しかし、そのような理論的枠組みのもとでは大人と子どもの境界は見えなくなっていた。さらに権利の実践現場においては、その境界が見えなくなっているにもかかわらず、その境界の存在が自明視されてもいた。

こうしてみると、やはり「子ども」というカテゴリについて考えることの難しさがわかるだろう。既存の子ども観の批判でもなく、新たな子ども観の構築でもない新たな子どもへのアプローチが求められている。「子どもとは何か」という大きすぎる問いを一度切り崩し、ミクロな視点から「子ども」がいかに語られ、揺らいでいるかを見ていく必要があるのかもしれない。

注

- (1) もちろん、コルチャック以前にそういった権利思想が全く存在しなかったわけではない。ロシアのヴェンツリを始めとして、子どもを権利主体として捉える権利思想は存在したが、それらは大衆の子ども観を塗り替えるほどの影響力は持ち得なかった（塚本 2019: 90-117）。
- (2) 塚本智宏,1993,「資料紹介：コルチャック『子どもの権利の尊重』」『季刊教育法』92, pp.102-103.のコルチャックの発言箇所より引用。
- (3) 塚本智宏,1993,「資料紹介：コルチャック『子どもの権利の尊重』」『季刊教育法』92,

pp.102.のコルチャックの発言箇所より引用。

- (4) 「戦後日本型循環モデル」とは、日本型雇用慣行を背景とした「家族が子どもの教育を支援し、子どもは教育を受けたのち就職し、やがて性別役割分業家族を再生産する」という戦後日本のライフコースモデルを指した、本田由紀による造語である(本田 2014)。
- (5) ただし、その保護の段階に差異があることには注意が必要である。ソーシャルワーカーは、ストリートチルドレンを学校に通う子どもとは全く別用の存在として捉えており、必要とされる保護の範囲や自律の度合いが異なることは当然とされている(針塚 2020: 153)。
- (6) ここでは二分法の擬制に従い「大人」という言葉を用いたが、それがどこまで適切だったかはわからない。それは「子ども」の外側にある「社会」でもある。
- (7) こうした立場については元森(2020)の解説に詳しい。

参考文献

- 天野知恵子, 2010, 「第一次世界大戦とフランスの子どもたち」『紀要.地域研究・国際学編』42, pp.51-71.
- 井原哲人, 2009, 「子どもの権利条約における『療育の権利』の位置づけ」『佛教大学大学院. 社会福祉学研究科篇』37, pp.1-18.
- 大江洋, 2004, 『関係的権利論：子どもの権利から権利の再構築へ』勁草書房.
- 大谷美紀子, 2020, 「世界と日本における子どもの権利をめぐる動き」『JRI レビュー』7(79):24-24 (<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/11855.pdf> 2023/01/10 閲覧) .
- 金田利子, 1990, 「国連・子どもの権利条約と家政学」『日本家政学会誌』41(12), pp.1271-1274.
- 小針誠, 2009, 『教育と子どもの社会史』梓書房.
- 斉藤功高, 2001, 「こどもの権利：子どもの権利条約から見た子どもの人権」『湘南フォーラム：文教大学湘南研究所紀要』5, pp.11-19.
- 世取山洋介, 1989, 「子どもの権利条約第1読会草案の研究：こどもの権利保障の国際的動向」『東京大学教育行政学研究室紀要』9, pp.115-128.

- 塚本智宏,1993,「資料紹介：コルチャック『子どもの権利の尊重』」『季刊教育法』(92), pp.92-108.
- 塚本智宏,2019,『コルチャックと「子どもの権利」の源流』子どもの未来社.
- 辻村みよ子,1984,「フランス革命期における女性の権利：フランス女権史研究・序説」『成城法学』17, pp.59-102.
- 辻村みよ子,1992,「『人権』と女性の権利：『人権の普遍性』論への一視角」『一橋論叢』108(4), pp.570-589.
- 永井憲一・寺脇隆夫・喜多明人・荒巻重人,2000,『[新解説] 子どもの権利条約』日本評論社.
- 野本三吉,2007,『子ども観の戦後史（増補改訂版）』現代書館.
- 針塚瑞樹,2020,「関係論的権利論からみた基礎教育-植民地時代の遺産とグローバル時代が交錯するインド」元森絵里子・南出和余・高橋靖幸編,2020,『子どもへの視角：新しい子ども社会研究』新曜社, pp.139-155.
- プラウト,A.,2017,『これからの子ども社会学：生物・技術・社会のネットワークとしての「子ども」』（元森絵里子訳）新曜社.
- 本田和子,2000,『子ども一〇〇年のエポック：「児童の世紀」から「子どもの権利条約」まで』株式会社フレーベル館.
- 本田由紀,2014,『もじれる社会：戦後日本型循環モデルを超えて』筑摩書房.
- 元森絵里子,2002,「戦後日本の子ども観と社会像の再検討」『相関社会科学』12, pp.86-103.
- 元森絵里子,2006,「子どもへの配慮・大人からの自由：プレーパーク活動を事例とした『子ども』と『大人』の非対称性に関する考察」『社会学評論』57(3), pp.511-528.
- 元森絵里子,2014,『語られない「子ども」の近代：年少者保護制度の歴史社会学』勁草書房.
- 元森絵里子,2020,「子どもをどう見るか：20世紀の視角を乗り越える」元森絵里子・南出和余・高橋靖幸編,2020,『子どもへの視角：新しい子ども社会研究』新曜社, pp.1-29.
- 元森絵里子,2021,「遊び・子どもの自由・住民参加：プレーパークをめぐる社会編成の現在」『明治学院大学社会学部附属研究所研究所年報』51, pp.131-144.
- 元森絵里子,2022,「子ども理解の現代的課題：近代教育批判から教育と福祉の連携の先に」『子ども社会研究』28, pp.55-67.